

○愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例施行規則

令和7年4月1日規則第12号

愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例（令和7年愛南町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

**第2条** 条例第3条に規定する事業の実施主体は、愛南町とする。ただし、町長は、事業の全部又は一部を委託することができる。

(開館時間)

**第3条** 条例第4条の規則で定める開館時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(1) 町内の小中学校の長期休暇期間に該当する日 午前10時から午後5時まで

(2) 前号に規定する日以外の日 午後2時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、サポート教室事業を行う場合の閉館時間は、午後7時とする。

(サポート教室事業の実施)

**第4条** 町長は、条例第3条第2号に規定する事業を効果的かつ円滑に実施するため、愛南町子どもの居場所 b & g あいなん（以下「b & g あいなん」という。）においてサポート教室事業を実施するものとする。

(サポート教室事業の対象者)

**第5条** サポート教室事業を利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定する要支援児童又は同条第8項に規定する要保護児童

(2) 保護者が次のいずれかに該当する場合

ア 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に定める生活困窮者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に定める被保護者

ウ 愛南町就学援助費交付要綱（平成28年愛南町教育委員会告示第4号）第5条に規定する就学援助費の受給者

エ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項各号のいずれかに該当するとき（児

童扶養手当を受給していないが同等の水準にあるものを含む。)。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、サポート教室事業の利用が適当であると町長が認める者  
(サポート教室事業の利用の手続等)

**第6条** サポート教室事業を利用しようとする利用対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、愛南町サポート教室事業利用登録申請書(様式第1号)を町長に提出し、その登録を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、愛南町サポート教室事業利用登録申請結果通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定によりサポート教室事業に登録するときは、必要な条件を付することができる。

(サポート教室事業の利用制限)

**第7条** 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による登録をしないものとする。

- (1) 疾病その他の事由によりサポート教室事業の利用が適さないと認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、サポート教室事業の利用が適当でないと町長が認めるとき。
- (サポート教室事業の利用料)

**第8条** サポート教室事業の利用料は、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、サポート教室事業の実施に必要な実費相当額を利用者の保護者から徴収することができる。

(登録の取消し等)

**第9条** 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の規定による登録を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者又はその保護者が利用の目的又はこの条例の規定に違反したとき。
- (2) 災害その他の理由によりb & g あいなんの利用ができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。

(その他)

**第10条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）  
様式第1号（第6条関係）

愛南町サポート教室事業利用登録申請書

年 月 日

愛南町長 様

登録申請者 住所：

氏名：

電話番号：

愛南町子どもの居場所b & g あいなん条例施行規則第6条第1項の規定により、  
次のとおりサポート教室事業の登録を申請します。

登録児童	ふりがな			男 ・ 女	年 月 日生 (歳)	( ) 小・中 学校 (学年)
	氏名					
児童の体調等で心配なこと、伝えておきたいことなどをご記入ください。	(例：お腹をこわしやすい。大きな音が苦手など)					
世帯員	氏名		続柄	年齢	職業	勤務先(名称・電話番号)
緊急連絡先を2件以上記載してください。	名前(児童との関係)・電話番号 ①			名前(児童との関係)・電話番号 ②		
愛南町子どもの居場所b & g あいなん条例施行規則第5条各号の規定に該当することを確認するため、担当職員が資格要件、世帯の所得状況等を調査することに同意します。 また、学校や利用している施設、事業者等から情報を提供することに同意します。						
<u>登録申請者名</u>						印

様式第2号（第6条関係）  
様式第2号（第6条関係）

第 年 月 号  
日

様

愛南町長

印

### 愛南町サポート教室事業利用登録申請結果通知書

年 月 日付けで登録の申請があったサポート教室事業について、  
下記のとおり決定するので、愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例施行規則第  
6条第2項の規定により通知します。

記

登録児童 保護者	ふりがな				
	氏名				
登録児童	ふりがな	男 ・ 女	年 月 日生 (歳)	( ) 小・中 学校	
	氏名				
承認の可否	<input type="checkbox"/> 承認する 利用開始 年 月 日				
	<input type="checkbox"/> 承認しない 理由：				
備考					